

篠崎進士 法律事務所報



2022年 新春号

02 変容する民事介入暴力と弁護士の役割
所長弁護士 篠崎 芳明

03 株主総会検査役
副所長弁護士 進士 肇

04 出張好き
弁護士 寺嶋 毅一郎

05 会計限定監査役について
弁護士 杉山 一郎

06 裁判手続のIT化
弁護士 鶴岡 拓真

07 温泉“権”めぐり
弁護士 清水 恵介

08 近況報告

変容する民事介入暴力と 弁護士役割

篠崎・進士法律事務所 所長弁護士

篠崎 芳明



民事介入暴力は、伝統的には、暴力団やその周辺者が暴力と脅しを背景にして、市民や企業から不法な利益を獲得する違法行為と定義されています。しかし、最近では、「暴力団」の変容に応じて、行為主体には、半グレ、暴力団離脱者、自称右翼、出版ゴロ、更にはハードクレマー等も含め、行為態様も「暴力と脅し」に加えて「詐欺的手法」も追加的に理解されるなど、民事介入暴力は、主体も行為態様も大きく変容しています。

暴力団の取締りは、本来警察の仕事です。警察は、昨年凶暴・凶悪で名高い工藤会のトップを死刑判決に追い込みその役割を見事に果たしました。警察には今後ともその職責を完遂して暴力団の絶滅にむけてさらなる工夫と努力を期待します。

刑事事件として検挙できない民事介入暴力への対応は民事弁護士の職責です。

民事介入暴力の歴史を振り返れば、昭和50年代では、交通事故や債権取り立てなど比較的小規模であったものが、その後、次第に手口を巧妙化させて、昭和の終わり頃には、証券取引や不動産取引等の大規模な経済活動に介入して莫大な利益を獲得するようになり、暴力団は、日本社会として到底放置できない反社会的集団になりました。暴力団は、民事紛争を仮装するなど手口に工夫を重ね、被害者には脅しをかけるなどして被害申告をしないよう申し向けて警察による検挙を巧みに免れて組織をさらに拡大したのです。

国は、平成3年に暴対法（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律）を制定して、刑事事件として立件できない不当要求行為に対して、「中止命令」による差止制度を創設し、平成19年には、行動指針（企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針について）を公表して、企業が自らの努力により被害を防止するよう呼びかけ、更には平成23年までに全都道府県に暴排条例を施行して暴力団に利益を供与する企業に制裁を及ぼす等の工夫を重ねています。

弁護士は、民事裁判で彼らに対抗しましたが、民事は解決までに時間がかかり、強制力も弱いとして、社会からはそもそも頼りにされていなかったのです。それでも、弁護士は、民暴被害の救済のために民事保全を工夫して個別に対応し

ましたが、怒濤のように拡大する民暴被害の救済はもとより不可能でした。

日弁連は、昭和55年に民事介入暴力対策委員会を創設して、弁護士会として民事介入暴力の被害の予防と損害の回復のために組織的な取組みを開始し、昭和61年には民事介入暴力への対抗手段としての民事保全の有用性と被保全権利としての人格権の有効性を一般に承知してもらうべく、民暴委員会編著にて「民事介入暴力」を発刊（商事法務研究会）して、全国の弁護士に民事保全を活用して民事介入暴力に立ち向かうよう呼びかけたのです。

発刊の翌昭和62年に、静岡県浜松市にて暴力団に対峙していた弁護士が刺傷される事件が発生し、日弁連民暴委員会（の有志）は、この事件に自らが現地に赴いて取り組むこととして、かねて研究していた「被保全権利を人格権とする民事保全の申立」を、現地弁護士の協力を得て行い、結果として暴力団組事務所の追放に成功しました。

この民事裁判による暴力団が所有する暴力団組事務所を追放した裁判（一力一家追放訴訟）は、全国的な大きなニュースとなったばかりか、この成功は、全国の弁護士に民事保全の有用性と被保全権利としての人格権の有効性を実証することとなり、全国の弁護士会（52単位弁護士会）のすべてに民暴委員会が設置される契機となったのです。

その後、暴力団に立ち向かう手段としての民事裁判は、平成16年の末端の暴力団組員による警察官の殺害につき暴力団組長の法的責任を認めた最高裁判決（藤武訴訟）、平成31年の暴力団の特殊詐欺につき暴力団組長の法的責任を認めた水戸地裁判決などによりあらためてその有用性が認識されています。

近時、暴力団は、暴力団を反社会的組織と認識するようになった社会の風潮を受けて、その構成員（組員）数を減少させ、暴力団の組織形態も資金源活動の手口も大きく変容させています。

我々弁護士は、弁護士の使命（人権の擁護と社会正義の実現）に照らして、変容を続ける新たな民事介入暴力に対して、あらためて工夫を凝らして、断固として立ち向かわなければならないと考えます。

株主総会検査役

篠崎・進士法律事務所 副所長弁護士

進士 肇



1 株主総会検査役とは

「株主総会検査役」をご存じでしょうか。総株主の議決権の100分の1以上の議決権を有する株主、又は株式会社自身は、株主総会に係る招集手続及び決議の方法を調査させるために、株主総会に先立って、裁判所に対し、株主総会検査役（以下「検査役」）の選任を申し立てることができます（会社法306条1項）。全株式の譲渡を認める公開会社（上場会社など）の場合には、株主が申立てをする場合、上記株式を6か月前から保有し続ける必要があります。

この制度の目的は、会社（取締役会）と株主とが対立する議案を提案するなどして（株主提案権につき会社法303条以下）、総会の紛糾が予想される場合に、総会の手続が適正に行われているかを検査役に監視させるという点にあります。

申立てを受けた裁判所は、検査役として弁護士をその任に就かせることが通常であり、私もこれまで上場会社4社、非上場会社6社の検査役を務めています。2021年6月に検査役に選任された事案では、総会開催前に会社側と株主提案をした株主側の利害を調整した上で、会社側選任議長と株主側選任議長とが予め合意したシナリオ及びルールに基づいて総会の議事を進める「共同議長方式」を採用しました。珍しい事例であり、金融法務事情2174号（2021年11月25日号）6頁に詳細を寄稿しましたので、関心ある方はご覧下さい。

2 検査役報告書

検査役は、必要な調査を行い、調査結果を裁判所に報告し（306条5項）、会社、及び株主申立事案の場合には申立人株主に調査結果を提供します（7項）。通常は総会開催日から40日以内に裁判所に報告書を提出し、これを会社・申立人株主に提供することになります。不適正な総会手続があったと報告された場合には、申立人株主は決議取消訴訟（831条1項1号）を提起するなどして是正を図ります。

昨年注目を集めたものに、H₂Oリテイリングとの経営統合をすることの可否を判断するために開催された、関西スー

パーマーケットの10月29日臨時株主総会があります。この決議に関しては、神戸地裁が選任した検査役が総会直後に提出した報告書が話題になりました。報道では、ある株主の白票を賛成票に読み直すことによって、当初65.71%であった賛成率が66.68%に増え、可決要件（3分の2以上）がギリギリ充たされるという事案であり、検査役はその重要性に鑑みて、その点だけにフォーカスした報告書を直ちに裁判所に提出したようです。究極の場面における検査役の対応として「神対応」だと言えましょう。反対株主であったオーケーはこれを根拠として神戸地裁に差止仮処分を申し立て、裁判所は11月22日に仮処分を認める決定を下しました（2021年11月24日現在）。

3 敵対的買収防衛策との関係

2021年は、株主が活発に動き、新生銀行、東京機械製作所など各社における敵対的買収防衛策の導入方針が久しぶりに話題になり、脚光を浴びた年でした。導入を差し止める仮処分につき差止めを肯定する決定、否定する決定が現れ、MoM（マジョリティ・オブ・マイノリティ）といった用語が毎日のように飛び交いました。

いずれの防衛策を採用しても臨時株主総会の開催は必須であり、その総会は委任状争奪戦が行われる、会社側と反対株主側の利害が最も先鋭に対立する場面です。したがって今年は、検査役が選任される総会が確実に増えるだろうと予想されます。

4 東芝で話題になった「調査者」とは

2021年3月に東芝の臨時株主総会で選任された3名の調査者（いずれも弁護士。会社法316条2項）が、6月10日に「調査報告書」を提出し報道されましたが、これは超弩級の影響力でした。同社の6月25日定時株主総会は元より、10月の三分割構想にまで影響が及んだと思われます。

これは総会検査役とは全く異なる制度です。東芝の事案の特殊性もあり、この制度趣旨や使われ方については専門家の間でも激しい議論があります。今後同種事案が起きることはそう多くないでしょうが、記憶に止めておいて損はない制度です。

出張好き

弁護士 寺 舘 毅 一 郎



我々の仕事にも、いわゆる「出張」が必要な場合があります。私の場合、出張先は国内に限られ、また、それほど頻度高く「出張」がある訳でもありません。しかし、弁護士登録以来25年の間には、それなりにあちこち、「出張」してきました。

関東6県は、行くのに時間がかかり、交通機関の乗換などが大変な場所に行った場合でも「出張」先にはカウントしないことにして、主な出張先を思い出してみると、北海道、秋田、岩手、宮城、富山、石川、新潟、愛知、岐阜、京都、大阪、兵庫、香川、愛媛、広島、福岡、長崎、熊本などなど、結構バラエティ豊か、かつ、日本の全域をまあまあカスっているのではないのでしょうか。

事件の内容は、倒産事件や民事訴訟が多く、倒産事件では、ある期間、何度も同じ場所に通うことになります。民事訴訟の場合、私が手掛けるのは被告事件が多いこともあり、審理のほとんどが電話会議による弁論準備手続に付され、実際に現地の裁判所に行くのは証人尋問だけ、ということが多いのですが、特定の地域で同じ被告が多くの原告から別々に訴えられたこともあり、そのような場合、ひとつひとつの事件で出廷するのは証人尋問だけでも、結果的に、同じ裁判所やその支部に何度も行くことになります。

出張は、好きな人、嫌いな人、弁護士にも色々いると思いますが、私は、はっきり「出張好き」であり、しかも、自分で「かなりの出張好き」と思っています。だからといって、プライベートではさして旅行好きという訳でもなく、むしろ出不精で中々遠出しないう自分が、なぜこんなにも出張が好きなのか、考えてみたことがあります。それは、こういうことではないか。言うまでもなく、出張は仕事です。しかも、私の場合に一番多い「被告事件の証人尋問のための地方出張」は、事前準備の大変さといい、荷物の多さ（宿泊しないとしても、それまで双方から提出された主張書面

及び書証の全て）といい、当日の体力的・精神的負担の大きさ（結果に及ぼす影響の重大さからくるプレッシャー）といい、仕事の中でも、瞬間風速的な負荷が相当に大きい仕事です。そんな負荷の大きい証人尋問を終えて、裁判所を出たら、「もう今日の仕事はこれで終わり、あとはその辺で、地元ならではの食事でも楽しんで帰るだけ」という、この落差・開放感の大きさと言ったら!（地方出張の場合、ほとんど尋問は午後からですが、中には午前中の尋問もありますし、いかに夜遅くなろうとも事務所に仕事が残っている場合もあり、常に上記の開放感を満喫できる訳ではないですが、それは措くとして。）

そして、ここが重要なのですが、「旅支度をして、重い荷物を持って、飛行機や電車を乗り継いで遠くの目的地に出かけて行く」ことは、私のような出不精の人間にとっては、これがプライベートであれば、楽しみのためとは言っても、そして計画時にはウキウキと予定を立てていても、いざその日が近づいてくると、何となく億劫というか、気が重くなったりするものなのです。しかし、これが出張の場合、旅支度をして目的地に出かけるのは仕事であり、義務なので、嫌も応もなく、やってしまうし、かないのです。そして、そのようにして仕事を終えて裁判所を出て、オンからオフに切り替わった瞬間、周りを見回して我に返り「あれ、そういえば自分は今、◆県の▲市にいるんじゃない。ラッキー!折角▲市にいるんだから、名物の■でも食べて帰ろうか。」と、なる。その刹那、キツイ仕事を終えた大きな開放感と共に、「◆県▲市にいる自分」が、事前準備や移動の億劫さの自覚無しに（なぜならそれらは仕事に伴う不可避のタスクであり、多少骨が折れても当たり前、という諦めがつくので）、あたかも東京からその場に瞬間移動してきたかのように立ち現れるのです。これこそ、私がプライベートの旅行より出張を好む理由だと思うのです。

会計限定監査役について

弁護士 杉 山 一 郎



会計限定監査役に関する最高裁令和3年7月19日判決・令和元年（受） 1968号をご紹介します。

1 事案の概要

上告人（原告） 非公開会社で会計監査人を置かない株式会社

被上告人（被告） 昭和42年から平成24年9月まで上告人の監査役であり、会計限定監査役

横領の発生 上告人経理担当者は、平成19年2月から平成28年7月までの間、多数回にわたり上告人の名義の当座預金口座（本件口座）から合計2億3523万円余りを横領

経理担当者の隠蔽 横領の発覚を防ぐため、本件口座の残高証明書を偽造。平成19年の残高証明書はカラーコピー、平成20年以後の残高証明書は白黒コピー

被上告人の監査 監査の際、残高証明書の偽造に気付かないまま、会計帳簿と照合し、適正意見を表明した。

発覚の経緯 平成28年7月取引銀行からの指摘により横領発覚

2 判示内容（条文略）

監査役は、会計帳簿が信頼性を欠くものであることが明らかでなくとも、計算書類等が会社の財産及び損益の状況を全ての重要な点において適正に表示しているかどうかを確認するため、会計帳簿の作成状況等につき取締役等に報告を求め、又はその基礎資料を確かめるなどすべき場合があるというべき…。…以上のことは会計限定監査役についても異なるものではない。

そうすると、会計限定監査役は、計算書類等の監査を行うに当たり、会計帳簿が信頼性を欠くものであることが明らかでない場合であっても、計算書類等に表示された情報が会計帳簿の内容に合致していることを確認しさえすれば、常にその任務を尽くしたといえるものではない。

…上告人における本件口座に係る預金の重要性の程度、その管理状況等の諸事情に照らして被上告人が適切な方法により監査を行ったといえるか否かにつき更に審理を尽くして判断する必要がある、また、任務を怠ったと認められる場

合にはそのことと相当因果関係のある損害の有無等についても審理をする必要がある…。

3 草野裁判官の補足意見

会計限定監査役は、公認会計士又は監査法人であることが会社法上求められていない以上、被上告人が公認会計士資格を有していたとしても、上告人の監査に当たり被上告人にその専門的知見に基づく公認会計士法2条1項に規定する監査を実施すべき義務があったとは解し得ない…。次に、監査役の職務は法定のものである以上、会社と監査役の間において監査役の責任を加重する旨の特段の合意が認定される場合は格別、そうでない限り、監査役の属性によって監査役の職務内容が変わるものではない…。被上告人の具体的任務を検討するに当たっては、上記の各点を踏まえ、本件口座の実際の残高と会計帳簿上の残高の相違を発見し得たと思われる具体的行為（例えば、本件口座がインターネット口座であることに照らせば、被上告人が本件口座の残高の推移記録を示したインターネット上の映像の閲覧を要求することが考えられる。…）を想定し、本件口座の管理状況について上告人から受けていた報告内容等の諸事情に照らして、当該行為を行うことが通常の会計限定監査役に対して合理的に期待できるものか否かを見極めた上で判断すべき…。

4 今後の指針について

- (1) 中小企業では、名誉職としてまたは知人から頼まれて監査役に就任することがありますが、監査役である以上、会計帳簿との一致を確認するだけでは足りません。預金残高については、口座の重要性に応じて残高証明書の原本を確認したり、直接ネットバンキングで残高を確認すべきです。
- (2) 仮に監査役に任務懈怠があっても、直ちに横領と損害との間に相当因果関係があるとは言えません。監査役が横領の存在に気づいたとしても、それ以前の横領による損害とは相当因果関係がないと考えられます。
- (3) なお原審で問題となった、取締役が自らまたは歴代の取締役の監督責任を棚に上げて会計限定監査役のみを狙い撃ちして損害賠償請求することが信義則違反になるかについては、本判決の射程外です。

裁判手続のIT化

弁護士 鶴岡 拓真



近年、特にコロナ禍の影響もあり、テレワーク制度の導入、リモートアクセス環境の整備、ネットワーク・インフラの増強、電子化対象の拡大などデジタル化・IT化と呼ばれる環境の変化が顕著です。

FAXが主な通信手段であった弁護士業界においてもデジタル化・IT化の流れが来ています。そこで、今回は民事裁判手続におけるIT化の現状をご紹介します。

1 諸外国の裁判手続のIT化

実は、日本の裁判手続のIT化は諸外国に比べて遅れていると言われています。

例えば、アメリカの連邦裁判所では、電子データで申立や書面の提出ができるようになっており（e提出）、事件記録について電子管理をし、裁判官ごとのヒアリングスケジュールを裁判所のHPで公表し、記録の提出忘れや追完などをメールで連絡し、係属する事件記録について一般人もすべて閲覧・ダウンロード可能となっています（e事件管理）。また、シンガポールでは、電子データでの書面の提出（e提出）、事件記録の電子管理（e事件管理）に加えて、テレビ会議システムを使用したヒアリングを行う、法廷でのやりとりを自動録音して公式な裁判記録とする、SMSにてヒアリング時間を告知するなど（e法廷）の取り組みがされています。

2 日本の民事裁判

現在の日本の民事裁判では、書面を郵送又はFAXで提出し、期日になると裁判所に出頭することが原則的な形です。また、裁判所からの連絡は電話又はFAXで行われ、メールやSNSでの連絡はありません。

日本においては、2017年10月に「裁判手続等のIT化検討会」が設置され、2018年3月30日に「裁判手続等のIT化に向けた取りまとめ―「3つのe」の実現に向けて―」が発表され、その中で、次のフェーズ1～3に分けて段階的に裁判手続のIT化を進めることが提案されています。

フェーズ1

現行法の下で、ウェブ会議等を積極的に活用する争点整理等の試行・運用を開始し、関係者の利便性向上とともに争点整理等の充実を図る（e法廷の推進）

フェーズ2

2022年度頃からの新たな制度の開始を目指し、所要の法整備を行い、関係者の出頭を要しない口頭弁論期日等を実現する（e法廷の更なる推進）

フェーズ3

さらに、所要の法整備及びシステム構築などの環境整備を行い、オンラインでの申立て等を実現する（e提出、e事件管理の実現）

現在はフェーズ1の段階ですが、実感として、Teamsを利用したウェブ会議の形での期日がいくつか入るようになり、歩いてすぐの場所にある東京地方裁判所でも、双方電話会議システムを利用して両当事者が出頭しない形での期日が開催されるなどしております。他方で、現行制度では、第1回口頭弁論期日は原告の出頭が必要であったり、和解を成立させるためには当事者のどちらかが裁判所に出頭している必要があるため、例え相手方が出頭する見込がほとんどない事件であっても1回は各地方の裁判所に出頭したり、事前の調整により和解内容が決まっても、裁判上の和解を成立させるために、和解期日にどちらかの当事者（の代理人）が裁判所に出頭したりしています。

裁判手続のIT化が進み、便利になるのは望ましいことですが、実は、各地方の裁判所に出頭する際に、それぞれの地域の名物料理を食べたり、その地域の雰囲気に触れることが密かな楽しみだったりしますので、少し悩ましいところですよ。

温泉“権”めぐり

弁護士 清水 恵介



「近ごろの研究は?」と聞かれて、「温泉権をやります」と手短かに答えると、喰いつきはいいものの、おそらく民法研究者として見てもらえてはいないであろうとの手応えもあって肩身の狭い思いをする。そう思う根拠の1つは、温泉の湧出メカニズムなどといった自然科学系の研究と違って、法律学上の温泉研究というものが、何やら“チャラ”いように見られがちであるとの点にある。「温泉地で学会っていいですねー」といった反応がその現れであるが、「研究に名を借りて温泉めぐりしたいだけでしょ?」とのもっともな疑惑を打ち消すのはなかなか容易でない。また、民法研究に理解があればあったで、今度は、「温泉権って、戦前の大審院が慣習法上の物権として認めたアレだよ? あんなの今研究して何になるの?」といった別の懐疑的反応を招くこととなる。世の民法研究者がすべて実務に即効性のある研究を行っているわけではないことはご理解いただけたとしても、この領域における研究の正当化はさらにハードルが上がる気がする。

以前の近況報告欄でも触れたが、現在、私は、日本温泉協会の学術部委員を拝命している。現実にはさしたる権限もない立場ではあるものの、この90年を超える由緒ある肩書きへと導いてくださった村田彰先生（流通経済大学名誉教授）が、2020年11月28日、他界された。日本成年後見法学会の懇親会で初めてお会いした村田先生とのご縁は、やがて先生のライフワークであった温泉権・温泉法研究にも及び、先生の還暦記念論文集では、成年後見法のテーマを避け、あえて温泉権のテーマで執筆した。そこから数えても早7年が過ぎたが、その間、温泉権が承認された長野県松本市の浅間温泉をはじめとして、現地調査や郷土資料を踏まえた、これまでとはまったく異なるノウハウによる温泉地ごとの研究を、折を見て地道に続けてい

る。やればやるほど、未解明の問題が多いことと、そもそも問題の整理すら十分でないことに気づかされる。

一般の温泉愛好家は湯船に浸かりに行くことに喜びを見いだすが、温泉法学の場合は、源泉発見の経緯や源泉の管理主体、地盤の登記名義人、地元の権利意識、温泉をめぐる取引や紛争の内容等に着目し、その理解が前進したことに喜びを見いだす。かくして、温泉を純粹に嗜まない変わり者として、温泉業界内でも肩身の狭い思いをすることとなる。

日本には3000弱の温泉地がある。その中で、温泉権の調査が行われてその成果が公表されているのは、細かく数え上げても40程度にすぎない。しかも、そのほとんどは今から40年以上も前の調査に基づくものである。温泉成分の分析であれば調査に協力する温泉地でも、「この紛争当事者は今どうしていますか?」といった類の質問にはにわかに応じてはくれない。こうして、基礎データの獲得にすら苦慮する温泉権の調査は概して難儀であり、稀にみられる調査結果とて、温泉業界誌への掲載にとどまれば肝心の法律実務家の目に触れることもない。川島武宜博士など、かつての法学界の巨人たちが挑みつつも研究を完結させることがなかった背景には、こうした温泉法学の特性があると思う。

ただ、こうしたローカルな研究ではあっても、近年のネットワーク環境は、調査の省力化を十分可能にしている。最後の最後は現地に足を向けざるを得ないものの、ある程度の基礎資料までは都内にいながら収集できる時代になった。大正時代に『温泉めぐり』を著した田山花袋のように、令和時代のいま、全国の温泉“権”をめぐる。その歩みを続けることが、村田先生の学恩に少しでも報いることになるのではないかと感じている。



弁護士 篠崎 芳明

本年3月で弁護士生活満55年を迎えます（1966年4月登録）。
毎日事務所に出勤し、法廷にも出ております。最近では、急増している事業承継（経営者の高齢化による事業譲渡、M&Aなど）や労働問題（従業員とのトラブル）などにも元気に取り組んでおります。



弁護士 進士 肇

2021年はWithコロナ2年目。マラソン大会も、しっかり対策をしながら各地で小規模開催が実行された一年でした。私は5月の相模原30K、11月に葛飾あらかわハーフを走りましたが、腰痛など不調を理由にキャンセルしたものもあります。そういうときに、オリンピック、パラリンピックのアスリートたちの活躍は、本当に励みになりました。ランニングは健康のため。体調に気をつけながら今年も参加していこうと思います。



弁護士 寺島 毅一郎

本稿執筆時点（11月）で、わが国の新型コロナ新規感染者等は激減しています。その理由が様々推測されていますが、いずれも、日本でだけ、これほどまでに新規感染者が減少していることを合理的に説明できていないような。他の国に無く日本にだけあるものは・・・結局マスク？無症状者がPCR受けないこと？謎は深まるばかりですが、いずれにせよ、お手元に事務所報が届くころ、「第6波」が杞憂に終わっているよう願っています。



弁護士 杉山 一郎

和牛遺伝資源関連2法の関係で、和牛とWAGYUが違うことを知りました。過去に和牛の遺伝資源が外国に持ち込まれ、現地で交配された牛肉をWAGYUというようです。オーストラリア産が広く売られているようです。育て方が違うので味も違うようです。もっとも和牛を食べる機会もほとんどないので、味の違いがわかることの自信は全くありません。



弁護士 中山 祐樹

緊急事態宣言が解除されて飲食店の営業時間制限が緩和され、仕事帰りの時間帯でも外食ができるようになって大変ありがたい反面、つい食事作りをサボりがちになってしまふのが悩ましいところです。スーパーに立ち寄る際に食材をあえていろいろ買っておくことで何とかモチベーションを維持しています。



弁護士 石黒 一利

ラグビーをやっていた高校時代のベンチプレスの記録を更新することを目標に週一回の筋トレを続けてきた結果、昨年9月にやっと自己記録を更新することができました。しかし、昨年5月の記事でお笑い芸人である松本人志さんがベンチプレスで140kgを上げていたことを知りました。本年中に松本人志さんの記録に追いつくことを次の目標に引き続き筋トレに励みたいと思います。



弁護士 鶴岡 拓真

母校の法律討論会が昨年10月30日にあり、出題者として参加してきました。さすがに懇親会は開催されなかったものの、久しぶりに学生とリアルに触れ合うことができ、また法律討論会の様子を見ていて、本番に向けてがんばって準備してきたことを感じることができ、とても嬉しく思いました。また、自分の学生時代を思い出すことができ、励みになりました。



弁護士 金山 真琴

息子にイヤイヤ期なるものが到来しました。どんな会話も「イヤ」から入ります。最近は顔を近づけると「イヤっ」と言いながら軽めの張り手を打ち込まれます。機嫌が良ければかなりの距離まで接近できるので、あの手この手で機嫌を取りつつ、張り手をかいくぐりながら近寄っています。



弁護士 清水 恵介(客員)

掘削泉における温泉権を原則否定した東京高裁令和元年10月30日判決につき、雑誌温泉890号、温泉地域研究37号、日本法学87巻3号に、それぞれ角度を変えた批判的コメントを掲載しました。また、公益財団法人トラスト未来フォーラムにおける共同研究の成果としての研究叢書が発刊され、「信託による任意後見の補完」と題する拙稿等が掲載されました。



税理士 藤代 節子

親戚の集まりごとは親世代が相談して決めていたのですが、子供世代が代って連絡を受けるようになることが多くなり、昨年には完全に世代交代となりました。いとこ達とは普段連絡を取り合うことがほとんどなかったのですが、皆急に新鮮味を感じたのか、いとこ会やたいねと口々に言い出したのが面白く、さて実現するのか楽しみにしています。

当事務所のホームページです。

<http://www.shinozaki-law.gr.jp/>

当事務所では広報活動の一環としてホームページを開設しております。
ここでは所長及び所属弁護士等の紹介や講演記録等を開示しております。

